

H20. 6. 27 原案可決

「権利の放棄について」に係る附帯決議

県当局は、中小企業高度化資金及び中小企業設備近代化資金における回収不能となった債権の放棄について、かかる事態に至った責任を強く認識し、猛省するとともに、今後の貸付実行及び債権回収にあたっては、次の事項について特段の注意を払い、適切に執行すること。

1 新規貸付実行について

貸付にあたっては、審査体制の透明性、客観性を堅持し、融資要件、事業計画の妥当性、予算額の正当性はもとより、自己資金の内容及び保有資産の状況等償還能力についても厳正に審査を行い、貸付実行の適否を専門的な観点も含め慎重に判断すること。

2 債権の回収について

債権管理については、今後新たな管理瑕疵を生じさせないよう万全を期すとともに、主債務者及び連帯保証人の償還能力を見極めながら、考え得る最大限の債権回収措置を今後も講じること。

3 今後の債権放棄案件について

上記2による措置を講じてもなお、今後、やむなく債権放棄せざるを得ない案件が生じた場合は、貸付時及び債権回収過程における問題点について徹底的に調査、分析し、県民の理解が得られるよう充分説明を行うこと。

以上、決議する。

平成20年6月27日

和歌山県議会